



2025年4月17日

各 位

会 社 名 東 洋 証 券 株 式 会 社
代 表 者 取 締 役 社 長 小 川 憲 洋
(コード：8614、東証プライム市場)
問 合 せ 先 経 営 企 画 部 長 上 野 基 聖
(TEL 03-5117-1124)

Be Brave、UGS アセットマネジメント、キャピタル・マネジメント及びエピック・グループによる当社株式を対象とする買集め行為を踏まえた当社株式の大規模買付行為等への対応方針の有効期間満了による終了予定に関するお知らせ

当社は、Be Brave 株式会社（以下「Be Brave」といいます。）、UGS アセットマネジメント株式会社（以下「UGS アセットマネジメント」といいます。）、有限会社キャピタル・マネジメント（以下「キャピタル・マネジメント」といいます。）及び株式会社エピック・グループ（以下「エピック・グループ」といい、Be Brave、UGS アセットマネジメント、キャピタル・マネジメント及びエピック・グループを総称して「Be Brave ら」といいます。）による当社株式の買集め行為を踏まえた当社株式の大規模買付行為等への対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入しております。

本対応方針の有効期間は、原則として2025年5月18日までとなっておりますが、当社は、本日開催の取締役会において、当該有効期間の満了までに Be Brave らによる当社株式の保有状況及び Be Brave らと当社との間の接触状況等に変動が生じていないことを条件として、本対応方針の再延長を行わず、かかる有効期間満了をもって本対応方針を終了させることを決議致しましたので、以下のとおりお知らせ致します。

記

当社は、Be Brave、UGS アセットマネジメント及びキャピタル・マネジメントが、当社株式を買い集めている状況を踏まえ、当社グループの中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益（以下「当社グループの企業価値等」といいます。）を確保する観点から、2023年5月19日開催の当社取締役会において、①Be Brave、UGS アセットマネジメント及びキャピタル・マネジメントによる当社株式の買集め並びに②当該買集めが継続している状況下において企図されるに至ることがあり得る他の当社株式の大規模買付行為等への対応策（以下「旧対応方針」といいます。）を導入することを決議し、その後、2024年5月13日開催の当社取締役会において、旧対応方針の有効期間が満了する2024年

5月18日後も Be Brave らが大規模買付行為等を企図する者に該当すると判断し、旧対応方針の有効期間を2025年5月18日まで延長するとともに、所要の改訂を行うことを決議して、本対応方針を継続しておりました。

当社は、本対応方針の有効期間の満了にあたり、Be Brave らによる当社株式の保有状況及び Be Brave らと当社との間の接触状況等を総合的に勘案すると、これらの事情等に変動が生じない限り、本対応方針が延長される或いはこれを維持すべき場合には該当しないとして、本対応方針の再延長は行わず、有効期間の満了をもって廃止することが妥当である旨の当社独立委員会からの勧告も踏まえて慎重に検討した結果、本日開催の取締役会において、本対応方針の有効期間満了までに上記事情等に変動が生じていないことを条件として、本対応方針の再延長を行わず、2025年5月18日の有効期間満了をもって終了させることを決議致しました。

また、本対応方針が有効期間満了をもって終了となった場合、本対応方針の運用に関して設置した当社独立委員会につきましても、当該終了と同時に廃止致します。

なお、当社は、本対応方針の終了後も引き続き、当社グループの企業価値等の向上に取り組むとともに、当社株券等を対象とする大規模買付行為等を行う又は行おうとする者に対しては、当社グループの企業価値等が最大化されることを確保するため、大規模買付行為等の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報を提供するように要求するほか、当社において当該提供された情報につき適時適切な情報開示を行う等、金融商品取引法、会社法その他の法令及び定款の許容する範囲内において、適切と判断される措置を講じてまいる予定です。

本対応方針が有効期間満了をもって終了となった場合その他新たに開示すべき事項が発生した場合には、速やかに開示致します。

以 上